

住宅用火災警報器は設置しましたか？

本年6月から、すべての住宅に設置が義務になりました

消防本部予防課
☎975-2119

消防法や火災予防条例の改正により、全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器とは？

火災は、起きていれば火や煙を目で見たり、焦げ臭いにおいを感じたりすることで気付きますが、就寝中や別の部屋で発生したときは、気付くのが遅れてしまいます。そんなとき、住宅内の火災をいち早く感知し、警報を発して火災を知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。また、火災を早期に見つけることで、初期消火や通報などが早まり、被害を軽減できます。

住宅用火災警報器の必要性？

平成15年以降連続で、日本全国で火災による死者数が1,000人を突破しており、そのうち、住宅火災が約9割を占めています。住宅火災での死因の約6割が「逃げ遅れ」によるものです。その半数以上を高齢者が占めています。

また、午後10時〜翌日午前6時の睡眠時間帯に多くの死者が発生しています。

住宅用火災警報器の効果

死者数、焼損床面積、損害額で見ると、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減。

住宅用火災警報器が設置されれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが減少。

設置義務のある場所

- ・ふだん就寝に使っている部屋（寝室）の全てに必要
- ・寝室が2階または3階にある場合には階段室の天井にも必要です。

ご購入の目安

- ・日本消防検定協会の検査に合格したNSマークがついたものは、安心してお使いいただけます。
- ・警報音のみ発するものと、警報音と併せて人の声でも知らせるものがあります。
- ・10年電池の購入をお勧めします。



消火器の規格が改正されました！

消火器のラベルが変更になりました

平成23年1月1日施行

消火器の型式失効

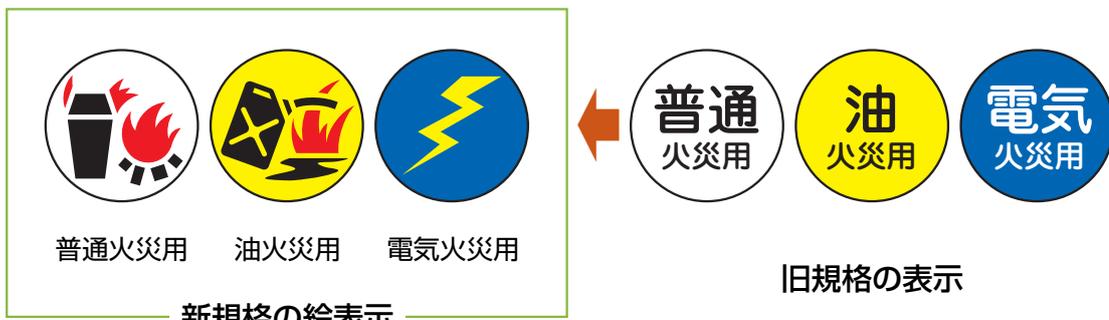
消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや、設置することができません。

今回、この規格（表示内容）が変更されたことで、平成24年1月1日以降は新規格に適合した消火器しか販売、設置等を行うことができません。

既設の消火器の特例

平成23年12月31日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異状がないものは、平成33年12月31日までの間、引き続き設置しておくことができます。

※消火器の設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については、型式失効による取替えの義務は生じません。



新規格の絵表示

旧規格の表示